

令和6年8月19日

オークション参加者 各位



「JU 富山オークション規約」の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり「JU 富山オークション規約」の一部改定を行います。

また、下記により JU 富山のホームページ上に改定後の規約を公開しておりますので、内容をよくご確認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

改定日 令和6年9月1日

適用AA 令和6年9月5日開催 第1724回AAより

※規約全文はJU富山ホームページ(<https://ju-toyama.com>)に掲載しております。

会員専用ページよりログインしてご確認ください。

また、紙面での規約本文が必要な方は事務局までご連絡下さい。

(ペーパーレス化推進の為、紙面での送付は希望される方のみとさせていただきます。ご了承下さい。)



上記QRコードからも規約全文を確認することができます

○ホームページの会員ID、パスワードがご不明な方、規約に関するご質問などございましたら
JU富山事務局までお問い合わせ下さい。

JU富山事務局 TEL 076-434-0040

以上

J U富山 オートオークション規約改定について

【新旧対照表】

No.	箇所	改定前(～R6.8.29 1723AA)	改定後(R6.9.5 1724AA～)
		条文	条文
1	P8-4 第8章 書類規定 第70条	(抹消) ナンバー付車輛に関し、出品店へ抹消を依頼する場合は、オークション開催中に限り商談コーナーにて受付する。 出品店は、速やかに(落札店が車輛を搬出する前に)ナンバーをはずす。	<変更><追加> (抹消) <u>1. ナンバー付車輛に関し、落札店はオークション開催中に限り、事務局(商談コーナー)を通して出品店へ抹消を依頼することができる。抹消を依頼した落札店は速やかにナンバーを取り外し、事務局へ提出する。</u> <u>2. 成約時抹消の出品車が成約した場合、出品店は当該車輛セリ終了後(落札店が搬出を行う前に)速やかにナンバーを取り外さなければならない。また、落札店はナンバーが取り外されていることを確認してから搬出する。</u> <u>3. 出品店及び落札店が事務局へナンバー取り外しの代行を依頼した場合、取り外しの際に発生した車輛外装へのキズやナンバー及び取付け部の破損等に対して事務局は一切の責任を負わない。</u> <u>4. 抹消を依頼した落札車については別表に記載されている「当日含む5日」、「搬出前まで」のクレーム期限のものは全てノークレームとなる。</u>
2	P8-2 第8章 書類規定 第66条	(書類の有効期限) a. 出品申込書に名義変更期限の記載があり、(略) b. 出品申込書に名義変更期限の記載があり、(略)	<変更> a. 出品申込書に名義変更期限の記載があり(略) b. 出品申込書に名義変更期限の記載があり(略)
3	P8-4 P8-5 第8章 書類規定 第71条	(名義変更、抹消及び名義変更、抹消の遅延についての罰則) 1. 名義変更期限は、オークション開催翌月末までとする。 2. 車検付落札車輛について、名義変更期限の翌月5日までにJ U富山事務局まで名変結果を報告する。未到着の車輛に関しては、全車J U富山にて『現在証明書』をあげる。尚、その費用(2,000円)は落札店の負担とする。 3. 抹消の場合、抹消日の翌月2日までに報告し	<変更><追加> (名義変更、抹消及び名義変更、抹消の遅延についての罰則) <u>1. 名義変更は、落札した車輛の書類の交付を受けてから道路運送車両法の定めに基づいて完了するものとする。</u> <u>2. 名義変更報告は、オークション開催日の翌末日までとする。</u> <u>オークション開催日の翌末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録の完了証明(車検証コピー等)を提出</u>

		た場合に限り、後日、自動車税を精算することができる。但し、翌月2日を過ぎて報告した場合、精算はできないものとする。	<u>しない場合、ペナルティ対象とする。ペナルティは別表Ⅳにより定める。</u> <u>2. (例) 日程表の追加</u> (以降、項目番号を繰り上げ)
4	別表3-2	機構 37 エアバッグ不良 部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 故意の隠蔽等、悪質であると JU 富山が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。	<追加> 機構 37 エアバッグ不良・欠品 部品代2万円以上のものとする。装備品に○印の有無にかかわらず、装着車で不良の場合はクレームとする。 <u>ただし、使用済み欠品の場合は、低価格車も含めクレーム受付期間は AA 当日含む 10 日とする。</u> 故意の隠蔽等、悪質であると JU 富山が判断した場合は、このクレーム裁定とは別に制裁を課すことがある。
5	別表4-1	【別表Ⅳ】ペナルティー裁定基準 ③-2 自動車税が未納で車検が受けられない場合	<変更> 【別表Ⅳ】ペナルティー裁定基準 ④ 自動車税が未納で車検が受けられない場合
6	別表4-1	【別表Ⅳ】ペナルティー裁定基準 ⑦ オークション開催日の翌々月5日までに移転登録または抹消登録の完了証明(名変コピー等)を JU 富山に提出しない場合	<削除> (以降、項目番号を繰り上げ)
7	別表4-1	【別表Ⅳ】ペナルティー裁定基準 ⑥ ペナルティー発生事由 オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更期限までに移転登録または抹消登録しない場合 ペナルティ裁定 名義変更期限より 1～7日遅延:ペナルティー1万円 8～14日遅延:ペナルティー2万円 15～21日遅延:ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算	<変更><追加> 【別表Ⅳ】ペナルティー裁定基準 ⑦ ペナルティー発生事由 オークション開催日の翌月末日、または出品申込書に記載された名義変更 <u>等通知期限</u> までに移転登録または抹消登録の <u>完了証明(車検証コピー等)を JU 富山に提出</u> しない場合 ペナルティ裁定 名義変更 <u>等通知</u> 期限より 1～7日遅延:ペナルティー1万円 8～14日遅延:ペナルティー2万円 15～21日遅延:ペナルティー3万円 以降、上記計算方法により1万円を加算

※『中販連オートオークション規約・運営規定・統一ルール』の改正が同じく令和6年9月1日より実施されます。併せてご確認下さい。